

第 14 回部会における意見等

項目番号等は審査メモのもの

2 審査の視点と審査結果

(1) 法定事項(統計法第 10 条)

ア 基幹統計の作成目的に照らした必要性等の視点(第 1 号)

(ア) 調査対象業種の追加について

特になし

(イ) 追加業種の調査票及び調査事項について((前回答申への対応((3) -)を含む))

問 1 本調査の調査事項は、どのような考え方に基づいて設定しているのか(業種の実態把握、生産性の把握のためにどのような事項を設定しているのか。なお、各業種における事業者の将来予測、学習塾における通信教育に関する調査事項が必要ではないか。)

問 2 上記の基本的な考え方に則して、今回新規に追加した業種の調査事項について、具体的にどのように設定したのか。

問 3 サービス産業の業態変化が激しい中、長期時系列データとしても活用していくためには、調査事項について「長期的に連続して把握していく事項」と「産業の変化に併せて変更する調査事項」に区分し、後者について産業の実態変化に応じて変更していくべきではないか。

問 4 前回答申で指摘された各業種の特성에対応した調査事項の設定について、今後、具体的にどのような検討を行うのか。

(ウ) 調査対象事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定について(前回答申への対応((3) -)を含む)

問 5 調査事項の精粗のメルクマールである調査対象の事業従事者が 4 人以下であるか否かについては、どの時点で誰がどのような基準で判断するのか。

(エ) 集計事項の追加について

問 6 ソフトウェア業、新聞業について、従業者数 100 人以上の層を全数調査にすることにより、都道府県別の結果表章を拡充すべきではないか。

イ 統計技術的な合理性・妥当性に視点（第2号）

（ア）標本調査方式の導入について（前回答申への対応（（3） - ）を含む）

問7 郵送調査を行う業種の標本数については、郵送調査による回収率を考慮して設定しているのか。

（イ）調査方法の変更について（同2 - （1） - イ - （イ））

問8 追加業種について、回収率の向上を図るためにどのような措置を講じることとしているのか。

問9 コールセンターが的確に機能するよう、どのような措置を講じることとしているのか。

（ウ）集計結果表章の見直しについて（前回答申への対応（（3） - ）を含む）

特になし

ウ 重複の範囲の合理性の視点

問10 本調査は、他の統計調査の調査客体との重複排除のため、どのような措置を講じるのか。

問11 サービス・コンテンツ系の業種について、総務省と経済産業省に所管が分かれているが、調整は図られているのか。

（2）「公的統計の整備に関する基本的な計画」との整合性

特になし

（その他）

問12 経済産業省として様々な業種を調査していることから、本調査の調査対象となっていることが、国民にとって分かりにくい業種（学習塾、冠婚葬祭業等）について、その成果を公表する際は、分かりやすくPRする措置は講じるべきではないか。

問13 調査に協力した企業の企業名は開示できないのか。